

令和2年度第1回山口県食の安心・安全審議会 概要

1 日 時 令和2年8月31日（月） 14:00～15:10

2 場 所 県庁1階 視聴覚室

3 出席者 11名（欠席1名）

4 質疑応答

(1) 議題1：山口県食の安心・安全推進基本計画（第2次改定版）の取組状況について

資料1

【食品の安全確保に向けた自主的な取組の促進】

○コロナ禍により事業者のHACCPの取組が中断している。引き続き事業者への支援をお願いしたい。

→HACCP支援チーム等による事業者支援を実施しているところであり、要請があれば対応するのでお知らせいただきたい。

○各事業者では、コロナ禍によりHACCPへの取組が後回しとなっている。事業者に対してHACCPへの意識を高めてもらいたい。飲食店等においては、コロナ対策として手洗いが積極的に行われており、食中毒予防にもなっているのではないかと。

→手洗いは食品衛生上非常に重要であるため、機会を捉えて周知していきたい。

【生産段階での安全性の確保】

○JGAPの認証件数について、基準値と目標値の考え方について教えてほしい。

→GAPとは農業者の生産工程管理のことであり、HACCPの農業版である。東京五輪で選手団に提供される食材は、GAPを取得した農産物でなければならないとされ、国を挙げてGAP取得を推進している。

そうした中、平成29年度時点で12件であったJGAPの認証件数は令和元年度末時点で28件と倍増しており、目標値である30件に向けた進捗度は高いと認識している。

○エコやまぐち農産物認証件数が、基準値である平成29年度の555件に対し、昨年度実績は460件と減少している。

→エコやまぐち農産物は、化学肥料・化学合成農薬の使用を減らした栽培方法を実施するというもので、通常の慣行栽培より化学農薬・化学肥料を50%以上削減したものをエコ50、100%削減したものをエコ100と言う。

農家の高齢化により農薬を使用しない栽培が作業的にも難しくなっており、そのことがエコやまぐち農産物認証件数の減少に繋がっていると思料している。また、国に有機JAS制度という同じような制度があり、先進的に有機栽培に取り組ん

でいる方の中には、そちらを目指している方もいる。

【製造・加工、流通段階での安全性の確保】

○一斉監視指導、点検等の実施状況に挙げられている「不適施設」について、「不適」の具体的な内容について教えてほしい。

→一例として、温度管理に関することを示す。食品販売店で冷蔵施設のロードラインを越えて商品を陳列されていた場合がある。

○コロナ禍により新たに弁当の持ち帰り等を始める飲食店が増えているが、衛生指導についてはどのように行っているか。

→弁当販売の届出時に指導を行うほか、業界団体を通じてチラシの配布等を行った。また、今年度の夏期食品一斉監視指導においては、業態変更した飲食店等を中心に監視・指導を行っている。

【食品表示適正化に向けた自主的な取組の促進】

○食品表示責任者数について、基準値である平成 29 年度の 2,398 人に対し、昨年度実績は 2,202 人と減少している。食品表示責任者の更新は何年おきにされるのか。

→3年ごとの更新制としており、引き続いて責任者となるには、再度講習を受ける必要がある。更新時期の受講率が 59.8%と低いことが責任者数の低下につながっていると思料しており、更新予定者に対する周知方法等を工夫し、目標の達成に向けて努力していきたい。

【食育の推進】

○食品ロス取組店舗協力数について、目標値は全体の何割となるのか。

→昨年度末の県内における飲食店の数は 13,500 件である。

目標値は 300 店舗以上であり、上限はないので、引き続き食品ロス削減に向けた普及啓発に取り組んでいきたい。

【地産・地消の推進】

○地産・地消の推進における「輸出拡大に向けた販路開拓」について、対象品の中に水産物が入っているのか。また、その規模や事業の成果について教えてほしい。

→過去の実績において、対象品の中に干物や冷凍の剣先イカ等が入っているが、規模は、あまり大きくない。成果については、県内の輸出企業の取引が継続的に進んでおり、これを成果と捉えている。

(2) 議題2：食品の自主回収報告制度の見直しについて 資料2

○自主回収報告制度に罰則はあるのか。

→罰則はないが、自主回収報告をしない事業者に対して、県は報告すべきことを勧告できる。

○条例改正する場合、審議会を開催するのか。

→条例の見直しも含めて検討中である。審議会委員の方に対し、個別に御意見を伺うことがあるかもしれないので、御協力をお願いしたい。

(3) 議題3：パブリックコメントの実施について 資料3

○パブリックコメントの件数等の結果は、もう分かっているのか。

→条例改正案は、11月議会に上程予定で、議決されれば12月末に公布される。パブリックコメントの結果は改正条例とあわせて公表を予定している。

(4) 議題4：その他 資料4

○新型コロナウイルス対策取組宣言飲食店応援事業について、飲食店に感染防止に取り組むよう働きかけを行うのか。

→当該事業は、飲食店が取り組んでいる新型コロナウイルス感染防止対策の内容を見える化し、安心して飲食店を利用できる環境づくりを図るものである。

なお、8月28日時点で新型コロナウイルス対策取組宣言飲食店は約500件である。これまで、商工会、商工会連合会、商工会議所、飲食業生活衛生同業組合等の様々な団体に制度の周知や取組宣言を行うよう働きかけを行っている。

今後も宣言店を増やしていく取組を行う。

○新型コロナウイルス対策取組宣言飲食店応援事業について、県が飲食店の感染防止対策の実施状況をチェックすることはあるのか。

→基本的に、県が実施状況をチェックすることはない。

取組宣言店のポスターは、感染拡大防止に関する業種別ガイドラインの項目を11項目に集約して表示し、店舗の取組状況がわかるようになっている。このポスターにより、来店者が店舗の実施内容をチェックできる。

実施状況がポスターの内容と異なるとして、県に問い合わせ等があった場合、状況確認を行い、必要な指導を行う予定である。